

## 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入処理を求める決議

昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な災害廃棄物が発生し、その量は、岩手県では1年間に排出される一般廃棄物の約11年分、宮城県では約19年分に相当するとされている。

震災から1年が経過し、被災地の復旧・復興に向けた取組が急がれるところであるが、被災地ではこれら廃棄物の処理能力が大幅に不足していることから、被災地以外での広域処理を推進することが必要になっており、このことについて国からも再三の要請がなされているところである。

全国的には、災害廃棄物に対する放射能汚染の不安などから、受入処理を決めた自治体が限られたものとなっているが、本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生に際し、全国から多大な支援を受けたことを改めて認識し、被災地の復旧・復興に率先して、最大限の協力を行うべきである。

よって、本県議会は、知事が、東日本大震災で発生した災害廃棄物のうち、科学的な知見に基づく放射能の影響の検証がなされ、安全性が確認されたものを受け入れる姿勢を明らかにするとともに、受け入れ判断の主体である市町村長との意見交換を十分に行い、受け入れの検討に向けた市町村への働きかけを行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会